

徳島県告示第百二十九号

徳島県消防表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県消防表彰規程の一部を改正する告示

徳島県消防表彰規程（昭和四十一年徳島県告示第四百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「同法」を「これらの規定を同法」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第四条第一項第二号中「同法」を「これらの規定を同法」に改める。

第六条第二項第二号中「履歴調査表」を「履歴調査票」に改め、同項第三号中「消防機関調査表」を「消防機関調査票」に改め、同項第四号中「団体調査表」を「団体調査票」に改め、同条第三項中「書類」を「に掲げる書類」に改め、同項第一号中「事故概要調査表」を「事故概要調査票」に改める。

第七条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に、「終わった」を「終わった」に、「行なう」を「行う」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に改める。

様式第三号中「履歴調査表」を「履歴調査票」に改め、同様式の注1中「には、」を「には、」に改め、同注2中「表彰」を「表彰」に改め、同注3中「圖、」を「圖、」に「ついては、」を「ついては、」に、「かつ、」を「かつ、」に改め、同注4中「公職選挙法」を「公職選挙法」に、「道路交通法」を「道路交通法」に、「刑罰」を「刑罰」に、「かつ、」を「かつ、」に改める。

様式第四号中「消防機関調査表」を「消防機関調査票」に「消火せん」を「消火栓」に「防火水そう」を「防火水槽」に改める。

様式第五号中「様式第5号」を「様式第5号（第6条関係）」に「団体調査表」を「団体調査票」に改める。

様式第六号中「様式第6号」を「様式第6号（第6条関係）」に「事故概要調査表」を「事故概要調査票」に、「事実」を「事実」に改め、同様式の注中「障害」を「障害」に「程度を」を「程度を徳島県消防表彰規程」に改める。

附 則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。